

改革・改善サイクルに係る対応方針

所管課	グループ	事務事業名	評価員コメント	今後の方向性	具体的な取り組み内容	改善目標	備考
子ども青少年課	施設等運営	枚方公園青少年センター維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年に」という目的とかい離するロビー利用実態は維持管理面からも運営事業と調整すべきでは。 ・本事業の早急な検討を要する。 	改善	<p>施設使用料の青少年の減免規定等、青少年が利用しやすい環境を整えていることについて、ホームページやパンフレットなどによるPR活動を通じて、青少年当事者への周知を図る。</p> <p>また、共用スペースであるロビーを含め、各施設について、青少年団体をはじめ子どもから高齢者まで多数の利用があるため、市民の安全で快適な活動を支援できるよう、適正な施設管理、運営業務を行なっていく。</p>	<p>当該施設は青少年の健全育成を目的として、青少年に学習と憩いの場を提供し、青少年活動を支援する施設であることについて、青少年への周知を図る。</p> <p>あわせて、子どもから高齢者まで、地域に密着した施設として定着している施設の利用実態を踏まえ、施設利用に係る課題整理を行い、センターの今後のあり方についての検討を行う。</p>	
子ども青少年課	育成事業	青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、40年間の課題整理をしておくべき。 ・指導委員の地域活動上の課題などについて把握しているか。 	現状のまま継続	<p>子どもや青少年を取り巻く状況を鑑み、その時代の要請のある課題(今ならインターネットやスマートフォン、夜間徘徊等)を中心に活動をおこなう。それらの課題を意識した研修会を実施する。</p> <p>また、校区代表者会議を毎月実施し、各地域の課題の共有を図っており、今後も継続するとともに、事務局としても地域に足を運び活動をともにする。</p>		

所管課	グループ	事務事業名	評価員コメント	今後の方向性	具体的な取り組み内容	改善目標	備考
放課後児童課	補助金事業（所）	障害のある児童介助補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 測定調書の要因分析にもあるように、利用者数の減少の理由が平成23年度から関連した他事業がスタートしたとのことで、今後、本事業が必要かどうかは疑問。 類似事業があるのは市民もわかりにくいので整理すべき 	現状のまま継続	登録者の状況や他事業との重複等について検証、整理を行い、事業の継続について検討を行う。当面の間は対象者への事業周知に努め、保護者の経済的負担の軽減を図っていく。		
子育て支援室	施設維持管理	公立保育所維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の一時的避難場所には現状では困難であるとしているが、地域の安心拠点として水の備蓄など可能性を関係部局と個別に検討しておくべきでは。 	改善	保育環境・衛生環境の効率的かつ効果的な維持管理を継続する。なお、災害等の緊急時において保育を実施する必要があることから、水等の備蓄について、関係機関との協議に努める。また、技能労務職のあり方、技能労務職員等の配置基準の見直しの検討を進め、その結果に応じ、事業費の削減への取り組みを進めていく。	水等の備蓄に取り組むとともに、可能な限り早い時期に技能労務職員等の配置基準の見直しの検討をまとめる。	
子育て支援室	施設等運営	公立保育所管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 取り組み方策に具体性がない。 	改善	適切な保育が実施できるよう、適正な人員配置や、効果的な予算執行を図っていく。また、公立保育所の民営化(後期)を実施することにより、事業費の削減への取り組みを進めていく。	平成28年度に公立保育所の民営化計画(後期計画)を検討し、取り組みを進める。	

所管課	グループ	事務事業名	評価員コメント	今後の方向性	具体的な取り組み内容	改善目標	備考
子育て支援室	施設等運営	幼児療育園施設維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「保護者」を従来から「母子」と表現してきたとのことだが早急に修正すべき。市民対応で問題は生じなかったか？ 	現状のまま継続	<p>現在の保育・療育の水準を維持するとともに、平成27年4月から実施している障害児相談支援及び保育所等訪問支援について、関係部署と連携を図り利用者の利便性の向上に努める。</p> <p>また、老朽化対応や、平成24年4月の児童福祉法の改正趣旨を踏まえ、効果的な保育や療育が行えるよう両施設の機能を有する新たな児童発達支援センター整備計画を策定し、その整備に向け計画的に推進しようとしているところである。</p> <p>※施設利用形態の紹介で使用していた「母子通園施設」の表現は、固定的な性別による役割分担を助長するため、「親子通園施設」に改める。</p>		
子育て支援室	施設等運営	すぎの木園施設維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一次点検の方向性に異論なし。 	現状のまま継続	<p>現在の保育・療育の水準を維持するとともに、平成27年4月から実施している障害児相談支援及び保育所等訪問支援について、関係部署と連携を図り利用者の利便性の向上に努める。</p> <p>また、老朽化対応や、平成24年4月の児童福祉法の改正趣旨を踏まえ、効果的な保育や療育が行えるよう両施設の機能を有する新たな児童発達支援センター整備計画を策定し、その整備に向け計画的に推進しようとしているところである。</p>		